

鳩山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 2 月 27 日制定

平成 29 年 6 月 26 日改定

令和 5 年 3 月 27 日改定

鳩山町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

鳩山町においては、中山間と平地が混在しており、中山間地域においては、有害鳥獣被害や遊休農地の発生防止等に努めていく一方で、平地では水稻及び麦・大豆の作付けが盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員会委員（以下「農業委員」という。）と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、鳩山町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する鳩山町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、必要に応じて検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 【5 h a】

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年4月)	3 6 8 ha	1 3 ha	3.5 %
5年後実績 (令和4年4月)	3 5 0 ha	1 7 ha	4.8 %
目 標 (令和9年4月)	3 5 0 ha	1 2 ha	3.4 %

※「現状（平成29年4月）」は、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の数値を引用

※「5年後実績（令和4年4月）」は、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の数値を引用

【目標設定の考え方】

- ・令和3年度に実施した利用状況調査において確認された緑区分の遊休農地面積は17haであり、5年後の令和9年4月には、5ha以上を解消目標面積とし、遊休農地の割合を3.4%まで減少させることを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ・農業委員及び推進委員が連携を図り、随時農地パトロールを行い、遊休農地の未然防止に努める。
- ・毎年実施する農地利用状況調査を通じて、遊休農地所有者への声かけや斡旋活動を行い、遊休農地の解消を図る。
- ・農地利用状況調査の結果を経て農地利用意向調査を実施し、把握した所有者の意向をもとに、町・農地中間管理機構・農協等関係機関との連携により、利用調整を図りながら担い手への農地の集積を促進する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

- ・遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
- ・単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標 【140 h a】

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年4月)	368 ha	69.6 ha	18.9 %
5年後実績 (令和4年4月)	350 ha	105.0 ha	30.0 %
目 標 (令和9年4月)	350 ha	140.0 ha	40.0 %

※「現状（平成29年4月）」は、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の数値を引用

※「5年後実績（令和4年4月）」は、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の数値を引用

【目標設定の考え方】

- ・平成29年4月時点の集積面積は69.6ha、農地集積率は18.9%であった。令和4年4月時点の集積面積は105.0ha、農地集積率は30%となっており、集積率が増加傾向にあることから、令和9年4月までの目標集積面積を140.0ha、集積率を40%とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ・農業委員及び推進委員の現場活動等を通して把握した情報等をもとに、町・農地中間管理機構・農協等関係機関との連携により農地利用集積を進める。
- ・「地域計画」を作成し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

- ・担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
- ・単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 【3経営体】

【目標設定の考え方】

- ・過去5年間で新規参入者を7経営体確保したが、直近2年間は参入者がいない現状を鑑み、5年後の令和9年には更に3経営体の参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ・埼玉県・町・農協等関係機関との連携により就農相談会を開催し、新規参入の促進を図る。
- ・埼玉県・町・農協等関係機関と連携を図り、町 HP 等において就農に関する情報を掲載し、就農しやすい環境づくりを進める。
- ・農業委員及び推進委員により地域での農地の利用調整並びにサポート体制を構築していく。
- ・企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、埼玉県との情報共有を図り、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

- ・新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。
- ・単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。